

議案第 89 号

議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

始良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地
名 称 始良市働く女性の家
所在地 始良市西餅田 3311 番地 1
- 2 指定管理者となる団体の名称
株式会社南日本リビング新聞社
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで